

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

## スリランカ人権報告書 2018 年版

### 概要

スリランカは多党制立憲共和国であり、政府は自由選挙で選ばれる。2015 年 1 月に、有権者はマイトリーパーラ・シリセーナ (Maithripala Sirisena) 大統領を 5 年間の任期で選出した。議会は大統領と権限を共有している。2015 年 8 月の議会選挙の結果、二大政党による連立政権が誕生し、ラニル・ウィクラマシンハ (Ranil Wickremesinghe) が首相に就任した。いずれの選挙も自由かつ公正だった。

文民当局は、治安部隊に対する統制を概ね維持していた。

2018 年 10 月 26 日に、シリセーナ大統領がウィクラマシンハ首相の解任と、前大統領マヒンダ・ラージャパクサ (Mahinda Rajapaksa) の首相任命を発表し、その後に議会の解散を発表した。ウィクラマシンハ首相、その他の者たちが、いずれの行為も違憲であるとして異議を申し立てた。2018 年 12 月 13 日に最高裁判所が、議会の解散するというシリセーナ大統領の決定は違憲であるという判決を下した。その判決の後にラージャパクサは辞任し、2018 年 12 月 16 日にシリセーナ大統領はウィクラマシンハを首相に再任した。

人権問題として、「違法な殺害」、「拷問 (特に性的虐待)」、「政府当局による恣意的な勾留」、「ウェブサイトの遮断」、「レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー及びインターセックス (LGBTI) の人々に対する暴力や同性間の性行為の違法化」、「汚職」などがあった。同性間の性行為は法律で禁じられていたが、起訴されることはほとんどなかった。

政府は、罪を問われることなく市民に嫌がらせを行っており、内戦中に犯罪を行ったとされる政府治安部隊要員を問責する仕組みを構築していなかった。ただし政府は 2018 年に、人権侵害を犯した公務員らを捜査、起訴及び処罰するための措置を講じた。

### 第 1 節 個人の不可侵性の尊重、以下の不利益からの自由など

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

## A. 恣意的な生命の剥奪，その他の違法な殺害若しくは政治的動機による殺害

政府又はそのエージェントが恣意的又は違法な殺害を行ったという複数の報告があった。

2018年1月20日に、カタラガマ（Kataragama）の Wedihiti Kanda 検問所で、警察官が、停車命令を無視したオートバイ運転手を射殺した。

2017年10月にジャフナ（Jaffna）県アリヤライ（Ariyalai）でオートバイを運転していた男性を警察特別部隊（Police Special Task Force）の私服隊員2人が射殺した事件に対する捜査を、犯罪捜査部（Criminal Investigation Division : CID）が続行していた。2017年11月にCIDは、それら2人の隊員を逮捕し、2人は2019年2月に予定されている公判を前に収監されていた。

警察は、2016年10月にオートバイを運転中のジャフナ大学学生2人に検問所で停止を命じたが従わなかったため射殺した事件に対する捜査を続行していた。翌日に当局は、その射殺にかかわった警察官5人を逮捕した。それら5人が11カ月間勾留された後の2018年3月の時点では、全員が警察勤務に復帰し、判決を待っていた。2018年10月にジャフナ治安判事裁判所（Jaffna Magistrate Court）が、告発された警官3人を無罪とし、その他2人を新たに起訴した。

著名なジャーナリストであり、政治家及びサンデー・リーダー（*Sunday Leader*）紙の編集長でもあるラザンサ・ウィクレマトウンガ（Lasantha Wickrematunge）の2009年の殺害事件に対する捜査が継続していた。2018年2月に警察が、マウントラビニア（Mt. Lavinia）警察署の元上級保安職員5人（監察副長官及び担当役人を含む）を捜査妨害の容疑で逮捕した。それらの職員は2018年7月17日まで勾留され、捜査の結果が出るまで保釈となった。

法務省検察局（Attorney General's Department）が、かつてタミル民族同盟（Tamil National Alliance）議員だったナドラジャ・ラビラジ（Nadarajah Raviraj）を殺害したとして起訴され

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ていた容疑者 5 人の無罪判決を上訴した。上訴裁判所がその上告を 2019 年 1 月に審理する予定となった。

## B. 失踪

内戦中及び内戦後に発生した複数の失踪事件は未解決のままだった。国連の強制的・非自発的失踪に関する作業部会（Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances）の 2017 年 7 月の報告書によると、強制的又は非自発的な失踪事件の件数は 5,859 件だった。2018 年 2 月 28 日に政府は、行方不明者担当局（Office of Missing Persons）に 7 人の委員を任命した。同局は、マンナール（Mannar）県、ジャフナ県、キリノッチ（Kilinochchi）県、トリンコムアリー（Trincomalee）県、マタラ（Matara）県及びコロombo（Colombo）県の住民や失踪者の家族らと面会した。2018 年 8 月に同局は、中間報告書を発行し、失踪者の家族らに対して、暫定的な救済の提案や司法関連の提案を提示した。2018 年末に同局は、1983 年以降に失踪した約 20,000 人の氏名リストを仕上げつつあった。

2010 年に失踪した *Lanka eNews* のジャーナリスト兼時事漫画家プラギース・エクナリゴダ（Prageeth Eknaligoda）の事案について、当局は 2018 年年末の時点で容疑者の起訴に至っていないかった。

## C. 拷問及び他の残虐，非人道若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰

上記の行為は憲法及び法律で禁じられているが、当局はそれらの行為を行っているという報告があった。法律は、拷問を処罰に値する罪であるとしており、7 年以上 10 年以下の懲役刑を義務付けている。政府は、拷問防止委員会（Committee on the Prevention of Torture）を設置し、拷問の申し立てがあった現場の調査、証拠の検討及び拷問防止策の実施を行わせていた。警察は、主に犯罪容疑について自白を引き出す目的で、市民を拷問したり性的虐待を行ったりしていたという。テロ防止法（Prevention of Terrorism Act : PTA）は、何らかの時点で被告が行った供述を裁判所が証拠として採用することを認めており、拷問によって得られた自白も例外とはしていない。2017 年 2 月に政府は、PTA の規定の一部に対する懸念が広がっていることを理由に、PTA に基づく逮捕を一時的に停止した

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ことを発表したが、2018年には少なくとも4人をPTAに基づいて逮捕した。PTAに基づいて以前に逮捕された推定70～130人が、身柄を拘束されたままだった。

スリランカ人権委員会（Human Rights Commission of Sri Lanka : HRCSL）の報告によると、拷問はスリランカ全土で警官隊によって日常的に行われており、HRCSLは政府関係者らによる肉体的及び精神的拷問の申し立てを2018年6月までに193件受理したということだった。またHRCSLは、拷問の報告書の多くが自白を引き出したり被疑者に不利な証拠を引き出したりするための警察官による「手荒な処遇」に言及していたことを指摘した。

人権団体による聞き取り調査の結果、警察による拷問が全国的に蔓延していることが判明した。2018年以前と同様に、2009年の内戦終結以降にPTAに基づいて逮捕された容疑者らが、拷問や虐待を受け、自白を強要され、弁護士や家族との面会などの基本的権利を否定されていると報告した。釈放された元戦闘員らが、更生センターに収容されていた期間中及び釈放後に、政府関係者から拷問や虐待（性的虐待など）を受けたと報告した。警察や治安当局者による民間人に対する過度の武力行使も依然として問題だった。

夫の失踪に関する情報を求めて名乗り出た妻や、亡夫の兵役を理由に政府給付金を請求しようとした戦争未亡人に対して、政府及び治安関係者が性的虐待を行ったとの報告もあった。

## 刑務所及び収容施設の状況

刑務所の状況は、インフラの老朽化、過密収容及び衛生設備の不足により劣悪だった。

物理的状況：過密収容は問題だった。刑務所検査官の推定によると、刑務所の収容者数は収容能力を約64%超えていた。当局者が未成年者を成人と同じ監房に収容することがあった。また当局者は、未決囚を既決囚と一緒に収監することが多かった。多くの刑務所において、受刑者らがコンクリート床の上で寝ているということであり、日光や換気が不十分な場合が多かった。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

刑務所検査官が、2018年7月の時点で合計52件の獄死を報告した。それらの死亡の大半は自然死だった。自殺も3件あった。

比較的規模の大きい刑務所のいくつかは病院を備えていたが、大多数においては医療部隊しかなかった。小規模な刑務所では、医療処置が必要になった受刑者を最寄りの病院に搬送して治療していた。

2018年8月13日に、ウェリカダ (Welikada) 刑務所の女性受刑者用施設で、約20人の受刑者が施設の屋根に登り、刑務所の状況について抗議し、速やかな裁判の実施を要求し、受刑者の家族が差し入れる食料の制限をやめるよう求めた。その抗議は、刑務所の職員らが施設への薬物の持ち込みを防ぐための取り組みの中で外部からの食料の差し入れを制限するという決定に対するものだった。刑務所改革省 (Ministry of Prison Reform) の職員が抗議の対象となっている問題を検討することを約束すると、その抗議は2018年8月14日に平和裏に収束した。

運営 : HRCSL は寄せられた苦情を調査し、妥当な苦情については関係当局に照会している。HRCSL は、虐待に関する信憑性のある申し立てを受刑者たちから数件受理したことを報告したが、刑務所改革省は、苦情を受理したことは一切ないと報告した。

第三者による監視 : 刑務所訪問者委員会 (Board of Prison Visitors) は、受刑者の訪問を実施している主要な国内団体であり、苦情を受け付けている。同委員会は勾留の全般的な状況を調査する法的権限も持っている。刑務所訪問者委員会は、政府系の監視機関として機能しており、刑務所条例 (Prisons Ordinance) に基づいて設立された。同委員会の委員らは、政府、その他の国家機関とは無関係な市民社会団体の代表者たちである。赤十字国際委員会 (ICRC) や HRCSL も、刑務所の状況を監視する権限を持っている。2018年に HRCSL は、全国刑務所調査 (National Study on Prisons) を実施し、全国20カ所の刑務所を訪問した。それと関係する報告書は年末の時点で入手できなかった。

改善 : 刑務所当局 (Prison Department) は、いくつかの刑務所を都市部から広々とした農村地域に移転させることによって過密収容の問題を解決しようとしていた。2018年を通して政府は、受刑者らを長期勾留する代わりに更生キャンプに収容するコミュニティ更生プログラム (Community Correctional Program) を実施した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

#### D. 恣意的な逮捕又は勾留

法律は恣意的な逮捕や勾留を禁じており、すべての人々に、自身の逮捕又は勾留の合法性について法廷で異議を唱える権利があると定めているが、市民社会団体や HRCSL によると、恣意的な逮捕や勾留が発生しているという複数の報告があった。ただし、その発生率は 2017 年よりも低かった。PTA の下で、勾留に異議を唱える権利が著しく制限されていた。

#### 警察及び治安組織の役割

警察庁 (Police Service) は、国内の治安維持に責任を負っており、2018 年 11 月に治安省 (Ministry of Law and Order) から国防省 (Ministry of Defense) に移管された。軍は国防省の管轄下であり、対外安全保障に責任を負っている。刑事訴訟法によると、明確に定められた国内治安維持の責務の遂行において軍の出動を要請することができる。シリセーナ大統領が国防相を兼務していたが、国防長官が軍及び (2018 年 11 月の時点で) 警察の日常的な運営責任を負っていた。約 11,000 人の民兵で構成される特別機動部隊 (Special Task Force) は、治安省の管轄下にある警察監察官 (Inspector General of Police) の監督下にある警察組織である。特別機動部隊は、軍と連携して国内治安維持活動を調整している。

文民当局は、治安部隊に対する統制を概ね維持していた。複数の報告によると、2018 年 3 月に反イスラム教暴動が発生した際に、イスラム教建築物への破壊やイスラム教主義者らへの暴力に対する警察の初動対応は遅かった。治安省は、治安部隊による殺害の正当性の有無を判断する責任を負っている。市民社会団体によると、諜報員らが国内監視作戦を実施し、市民社会団体メンバーらに嫌がらせや脅迫を行っていた (第 2 節 A 「報道を含む表現の自由」を参照)。

国会議員の暗殺疑惑、誘拐、ジャーナリストや一般市民の殺害疑惑などの事件にかかわった軍、民兵組織、警察、その他の治安部門関係者の刑事免責も含め、内戦時代の虐待に対する刑事免責も根強く残っていた。複数の市民社会団体が、政府や裁判所は治安部隊に対する処分において概して消極的であると主張していた。治安部隊や警察が行った虐

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

待に対する訴追は稀ながらも増加しており、政府の汚職や不正行為に対する訴追も同様だった。

治安部隊の、虐待に対する内部調査体制は整っていないが、被害者は最高裁判所に直接告訴することができる。HRCSL や刑事裁判所も、そうした虐待を調査する場合があります。政府は、注目を集めた事件に関与した治安当局者らを起訴し、有罪判決に導いていた。2018年8月9日にジャフナ高等裁判所が、タミル・イーラム解放のトラ（Liberation Tigers of Tamil Eelam : LTTE）の勾留中のテロリストを1998年に殺害した容疑で、軍諜報高官2人に死刑を宣告した。2018年7月18日に最高裁判所が、暴行で有罪になっていた元ウェリカダ警察主任警部カマル・アマラシンゲ（Kamal Amarasinghe）の執行猶予付きの懲役刑を支持する判決を下した。2018年7月5日に最高裁判所が、警察に対して、2014年の嫌がらせの件で売春婦に賠償金の支払いを命じ、彼女の基本的人権が侵害されたと断定した。2018年6月7日に、2003年のバンバラピティヤ（Bambalapitiya）での強姦事件で有罪となった警察官2人に対して、コロンボ高等裁判所が20年6カ月の重労働懲役刑を言い渡した。2018年10月に国連が、マリのスリランカ平和維持軍指揮官がスリランカ内戦中に虐殺を行った部隊と関係していたことを示唆する情報を入手し、同指揮官をスリランカに連れ戻した。

2018年3月に、カンディ（Kandy）県の仏教徒地域の中心で大規模な反イスラム教暴動が勃発し、数百ものイスラム教徒の住居、企業及びモスクが破壊又は損傷し、4人が死亡し、28人が負傷した。その暴動の目撃者や被害者らによると、一部の警察官や特別部隊員らは、暴動を鎮圧するための措置を講じることも、暴動鎮圧に積極的に取り組むこともなかったという。

### 逮捕手続及び勾留者の取扱い

刑事訴訟法は、警察に対して、殺人、窃盗、強盗、強姦などの犯罪があった場合の無令状逮捕を容認している。また、警察官は裁判官や治安判事が証拠に基づいて発行する逮捕状に則って逮捕することができる。法律は、当局に対して、軽犯罪の場合は24時間以内に、一部の重大犯罪の場合は48時間以内に、またPTAの対象となる犯罪の場合は72時間以内に、被逮捕者に逮捕理由を伝えて法廷に召喚することを義務付けている。特に

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

PTA 関連事案においては勾留者が出廷するまでに時間がかかる場合があるとの報告があった。保釈法 (Bail Act) が規定している保釈可能な犯罪の場合、被疑者を法廷に召喚する代わりに、警察は書面による同意に基づいて勾留後 24 時間以内に被疑者を釈放することが可能であり、また、指定された公判前審問日に被疑者を出廷させることができる。保釈可能な犯罪で起訴された被疑者は、出廷する前に警察の管理下で保釈される権利があるが、保釈が認められない犯罪で起訴された被疑者の場合、保釈は治安判事の裁量次第である、すなわち少なくとも出廷するまで保釈は認められない。

保釈法は、特別の例外なく、いかなる者も有罪判決前の 12 カ月間以上にわたって身柄を拘束してはならないと定めている。PTA の違反者であれば、起訴されることなく最長 18 カ月間にわたって身柄を拘束される場合があるが、実際には、PTA の違反者はそれより長い期間にわたって身柄を拘束されることが多かった。テロ容疑で告発された勾留者の保護に関する国連特別報告者が 2017 年 7 月にスリランカを訪問した後の国連の報告によると、PTA の違反容疑に対する警察の捜査の終了及び検察局による起訴を待っていた裁判前勾留中の被疑者 81 人のうち、70 人が 5 年以上、12 人が 10 年以上にわたって、裁判を受けることなく勾留されていた。2018 年において、それらの事案に対する措置が講じられたという報告はなかった。

裁判官は、PTA に基づいて勾留された者の保釈を許可するにあたって検察局の承認を得る必要があるが、検察局は承認しないのが通常だった。殺人事件の場合、治安判事が容疑者を再勾留することが法令で義務付けられており、保釈を許可できるのは高等裁判所だけである。いかなる場合も容疑者には弁護人を雇う権利があるが、警察署や収容施設での尋問中に容疑者が弁護人の立ち会いを求める権利を具体的に規定している条項はない。政府は、高等裁判所及び上訴裁判所で刑事裁判を受けることになっている貧しい被告人には弁護士をつけていたが、それ以外の場合は弁護士をつけることはなかった。ただし法律は、高等裁判所及び上訴裁判所で審理される事件に限り、弁護人をつけることを義務付けている。

法務大臣は、2017 年 2 月に PTA を一時停止することを認めていたが、政府は 2018 年に PTA に基づいて少なくとも 4 人を逮捕した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

恣意的な逮捕：HRCSL が 2018 年 6 月までに受理した恣意的な逮捕や勾留の告発件数は 101 件に上った。警察は勾留者を隔離拘禁することがあり、弁護士が依頼人と接見するには許可を申請しなければならず、接見時に警察が立ち会う場合が多かった。違法な勾留の事例として、虐待や拷問を伴う取り調べがあったという。

2018 年 10 月に、LTTE の元戦闘員を含む多数のタミル人勾留者がハンガーストライキを執行し、長引く勾留の迅速な解決を要求した。それらの勾留者は PTA に基づいて、起訴されることなく勾留されていた。それらの勾留者は、自分たちを起訴するか又は最終的な釈放への道筋を示すことを政府に要求していた。

裁判前の勾留：裁判前の勾留者は、勾留者全体の半分を占めていた。裁判前勾留期間は平均で 24 時間だったが、保釈金を支払えないこと、長期にわたる訴訟手続、裁判の非効率性及び汚職が原因で公判に遅れが生じることが多かった。裁判前の勾留が 24 時間を超える場合は申し立てられた犯罪に相当する刑期以上に勾留が長引くことが常態化していると、複数の法的権利擁護団体が主張していた。

勾留者が法廷で自身の勾留の合法性に異議を唱える能力：法律に基づいて、勾留された者は逮捕又は勾留に対して異議を唱え、裁判所を介して迅速な釈放を求めることができる。しかし、法的プロセスが長年に及ぶ場合があり、人権開発センター（Center for Human Rights Development: CHRDR）の指摘によると、司法の独立性の欠如や賠償額の少なさが、法的救済を求める意欲を削いでた。PTA の下では、勾留に対して異議を唱える能力が特に制限されていた。

## **E. 公正な公判の否定**

法律は独立した司法制度を規定しており、政府は司法の独立性や公平性を概ね尊重していた。

### **裁判手続**

憲法及び法律は、公正な公開裁判を受ける権利を定めており、独立した司法制度がその権利を概ね行使していた。法律に基づいて、被告人は有罪が立証されるまで推定無罪で

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

ある。すべての刑事裁判が公開されている。当局は被告人に罪状を伝えなければならない、被告人には弁護士を雇う権利及び上訴する権利がある。政府は、高等裁判所及び上訴裁判所で刑事裁判を受ける貧しい被告人には弁護士をつけていたが、下級裁判所での訴訟は例外だった。被告人には、原告側の承認と対峙し、証人や証拠を提示する権利がある。

法律は、裁判手続、その他の法律関連手続を、英語、シンハラ語及びタミル語で行うことを義務付けている。国内の北部及び東部以外のほとんどの裁判所が、英語又はシンハラ語で裁判を行っていた。北部及び東部での裁判及び審問は、タミル語及び英語で行われていた。裁判所指定の通訳者の不足により、タミル語を話す被告人が必要に応じて自由に通訳を利用する権利が制限されていた。タミル語を話す北部及び東部で発生した刑事事件の裁判を、シンハラ語を話す地域の裁判所が行うことがあり、そのような場合は、言葉の違いが深刻な問題となり、長距離の移動が必要な証人の召喚を困難にしていた。タミル語で書かれた法律書はほとんどなかった。被告人には裁判期間を通して出廷する権利があり、弁護の準備に向けて十分な時間や便宜を与えられる権利がある。また、被告人には証言を拒否する権利や、罪状を認めない権利もある。

## 政治犯及び政治的理由により勾留された者

タミル人の政治家や地元の人権活動家たちは、テロ関連の暴力犯罪で告発された LTTE 元戦闘員らを「政治犯」と呼ぶことがあり、CHRD の報告によると、そのような政治犯 130 人余りが勾留されたままだった。政府は、政治犯について認めておらず、それらの受刑者は暴力行為で勾留されている者たちであると主張していた。政府は、HRCSL、治安判事及び刑務所訪問者委員会に受刑者との定期的な面会を許可していたほか、ICRC に刑務所の状況の監視を許可していた。当局は、地元の弁護士との接触を不定期にしか認めていなかった。

## 民事上の訴訟手続及び救済方法

国民は、家庭裁判所から最高裁判所に至るまで、人権侵害に対する民事上の救済措置を求めることができる。

## 財産の返還

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

土地所有権争いが、かつての交戦地帯における個人間で、また市民と政府の間でも続いていた。

軍は、内戦中に、軍事基地その他の重要攻撃目標の周囲に、広大な土地を差し押さえて高度警戒区域（HSZ）として知られる安全緩衝地帯を設けた。政府は、1950年の土地買収法（Land Acquisition Act）に則って、私有財産を「公共の目的」のために接収することができるが、同法は、接収通告の公示と所有者に対する適切な補償を義務付けている。前政権は、地主が立ち入ることができないHSZ用地の接収通告の公示を頻繁に行った。地主の多くは、その接収に異議を申し立てるために、基本的権利の申し立てなどの訴訟を最高裁判所に起こした。接収通告によると、接収された土地の大部分は陸軍キャンプ及び基地に使用となっていたが、一部の通告に記載された目的の中には、ホテル、工場及び農場の開拓も含まれていた。2018年を通して、2016年の最高裁判所での基本的権利訴訟や高等裁判所に提起された多くの申し立てなどの訴訟が暗礁に乗り上げたままだった。2011年に有事規制が失効した後、HSZの法的枠組みは失われたが、HSZは依然として存在しており、民間人立入禁止の状態が続いていた。2018年に政府は、約2,300エーカーの土地を返還した。政府は、2009年以降、83,000エーカーの土地、すなわち内戦中に占領したすべての土地の80%余りを開放したと報告した。

係争中の土地は広大であり、HSZの影響を受けた人々の多くが、政府による土地の非軍事化はあまりにもペースが遅く、軍は経済的価値があると考えられる土地を保有し続けていると非難した。一部のヒンドゥー教団やイスラム教団によると、自分たちの敷地に仏教僧が仏像を設置したり菩提樹を植樹したりした後では、長年にわたって住んできたその土地の返還を正式に申し立てることが難しいということだった。

## **F. 私生活，家族関係，家庭生活，又は通信に関する恣意的若しくは違法な干渉**

PTAは、政府当局が司法的許可又はその他の許可を得ないまま住居に立ち入ったり、通信を監視したりすることを容認している。政府当局は正当な権限もなく私的な行動を監視していたという。

## **第2節 市民的自由権の尊重，以下の各権利など**

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご注意ください。

## A. 言論及び報道の自由

憲法は、報道の自由も含む表現の自由を定めており、政府はそれらの権利を概ね尊重していた。独立系の報道機関、実効的な司法制度及び機能的な民主政治制度が相まって、報道の自由も含む表現の自由を推進していた。

表現の自由：当局は、警察条例（Police Ordinance）や刑法を通じて、宗教又は信仰に対する侮辱などの「ヘイトスピーチ」を制限していた。政府は、メディア局や報道機関に対して、ニュース記事などにおけるヘイトスピーチの特集を控えるよう要請した。

報道及びメディアの自由：独立系メディアは活動的で、多様な見解を発表していた。しかし、タミル人が多数派を占める北部のジャーナリストらが、内戦やその後の影響に関するデリケートな問題を報じた際に治安部門による嫌がらせ、脅迫及び干渉を受けたと報告した。またそれらのジャーナリストは、軍が接触してきて、写真のコピー、イベントの参加者リスト及び記事の出所（氏名）を要求されたことを報告した。さらにそれらのジャーナリストは、タミル人戦没者追悼集会や土地占領抗議集会などのデリケートなイベントに関する報道を控えるよう軍から直接的に指示されたことや、協力しなかった場合の影響を恐れていることも報告した。

裁判で憲法違反であるとの申し立てがあった中でマヒンダ・ラージャパクサ前大統領が首相に任命された後の2018年10月に、ラージャパクサの一部の支持者らが国営報道機関を乗っ取った。国際ジャーナリスト連盟が、国営メディア機関のジャーナリストらに対する嫌がらせに関する深刻な懸念を報告しており、また、ラージャパクサに忠実な暴徒らが国営メディア機関の施設に侵入し、ジャーナリストらを脅迫し、施設から追い出したことが数回あったことを報告した。もう1つの事例では、解任されたラニル・ウィクラマシンハ首相に忠実な大臣のボディガードが、国営メディア機関の外で抗議していた群衆に発砲し、ラージャパクサの支持者1人が死亡した。

暴力及び嫌がらせ：デリケートな問題を報道したジャーナリストらに対する嫌がらせや脅迫が報告された。国境なき記者団の報告によると、タミル・ガーディアン（Tamil Guardian）のジャーナリスト、ウザヤラサ・シャリン（Uthayarasa Shalin）がヒンドゥー教寺院での行

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

事を報道した後の2018年8月に、当局がシャリンを脅迫したということだったが、ジャーナリストとしての活動が原因でシャリンが脅迫されたのかについては情報が錯綜していた。

検閲又は内容の規制：活字メディアや電子メディアのジャーナリストらが、大統領やその家族を批判する記事を自己検閲することがあると報告した。それらのジャーナリストによると、大統領一家の評判を貶めるような報道を一切控えるよう求める電話を、私人又は政府支持者たちから受けたことがあったという。2018年6月5日に電気通信規制局（Telecommunications Regulatory Authority：TRA）が、民間テレビ局テルシャン・ネットワーク（Telshan Network）を閉鎖した。TRAは、同局がライセンス料の支払いを怠ったことを非難した。同局はその非難を否定し、局の閉鎖は政治的動機によるものだと主張した。ロンドンに拠点を置くウェブサイト *Lanka eNews* がシリセーナ大統領官邸内の汚職を暴露した後の2017年11月に、TRAは、同ウェブサイトへのアクセスを遮断した。2018年年末の時点で同サイトは遮断されたままだった。

## インターネットの自由

政府が然るべき法的権限もなく私的なオンライン通信を監視しているという信憑性のある報告はなかった。政府は、猥褻とみなしたウェブサイトを限定的に規制していた。中部州（Central Province）で反イスラム教暴動が発生した際に宣言された緊急事態の期間、すなわち2018年3月に政府は、フェイスブック、ワッツアップ、インスタグラムなどのソーシャルメディア・プラットフォームを1週間にわたって禁止した。

国際電気通信連合のデータによると、2017年に国内人口の約34%がインターネットを使用していた。

## 学問の自由及び文化的行事

国立大学の職員らが教授や学生らに政府関係者を批判させないようにしているという報告があった。学問の自由又は文化的行事に対する政府の規制は特になかった。

## B. 平和的集会及び結社の自由

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

法律は平和的集会及び結社の自由を定めているが、政府はそれらの権利を制限することがごく稀にあった。

## 平和的集会の自由

法律は平和的集会の自由を定めており、政府はその権利を概ね尊重していた。憲法は、宗教的調和、国家安全保障、公共の秩序又は公衆衛生若しくは公衆道徳の保護のために集会の自由を制限することができるとしている。また、他者の権利や自由に対する十分な認識及び尊重を確保するために、又は民主主義社会一般の福祉要件を満たすという観点から、集会の自由を制限することもできる。警察条例第 77 条(1)項に基づいて、抗議活動を行う者は事前に地元警察の許可を得なければならない。

## 結社の自由

法律は、結社の自由を定めているが、例えば非合法組織との関係又は非合法組織への加入を違法化することによって、その権利を制限している。キリスト教団体や教会が報告したところによると、一部の当局が崇拜活動を「無許可の集会」に分類し、それらの活動をやめるよう圧力をかけていた。それらの団体によると、政府への団体登録は法律や規制で特に義務付けられていないにもかかわらず、当局はそれらの団体が政府に登録されていないことを理由に当局の圧力を正当化することがあった。

## C. 信教の自由

米国国務省による「国際宗教自由報告書 (International Religious Freedom Report)」([www.state.gov/religiousfreedomreport/](http://www.state.gov/religiousfreedomreport/)) を参照。

## D. 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律は国内移動、海外渡航、海外移住及び帰還の自由を定めており、政府はそれらの権利を概ね尊重していた。政府は、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、その他の人道主義組織と協力して、国内避難民、難民、帰還難民、無国籍者、その他の懸念される人々の保護及び支援に取り組んでいた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

## 国内避難民 (IDPs)

2009年に終結した内戦により、特にタミル人は、政府やLTTEによって強制退去などの広範かつ長期にわたる立ち退きを余儀なくされた。再定住、更生、北部開発及びヒन्दゥー教問題に関する省 (Ministry of Resettlement, Rehabilitation, Northern Development, and Hindu Religious Affairs) によると、2018年6月30日の時点で37,815人の市民がIDPのままだった。その大多数は、北部及び東部のジャフナ県、キリノッチ県、マンナール県及びバツィカロア (Batticaloa) 県に住んでいた。すべてのIDPが移動の自由を完全に認められていたが、その大部分は家に戻ることができず、その背景には、地雷の存在、自宅地域がHSZの一部として指定されていること、就職の機会がないこと、土地所有権証明書類の取得などの基本的公共サービスを利用できないこと、土地所有権争いが政府によって解決されていないこと、その他の内戦関連の理由などがあった。政府は、避難キャンプで暮らしているIDPに保護や支援を提供してはいなかった。

政府は、軍が接収した約840エーカーの土地を返還することによって、また、土地を持たないIDPが国有地を利用できるようにすることによって、IDPの帰還及び再定住を推進していた。軍部、その他の政府機関は、最近開放された土地における住宅、学校及びトイレ設備の建設並びにその他の福祉サービスの提供によって、IDPの再定住を支援していた。

## 難民の保護

亡命の機会：法律は、亡命許可や難民認定について規定していない。政府は、国内の難民に対する食料、住宅及び教育の提供、並びに第三国への再定住の推進においてUNHCRに依存していた。法律は難民や亡命希望者が就職することや公立学校に入学することを認めていないが、多くの者たちがインフォーマル・セクターで働いていた。

## 第3節 政治的プロセスに参加する自由

憲法は国民に対して、無記名投票及び平等な普通選挙権に基づいて定期的実施される自由かつ公正な選挙を通じて自分たちの政府を選択する能力を与えている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

## 選挙及び政治的な参加

最近の選挙：英連邦選挙監視団（Commonwealth Observer Group）の報告によると、2015年の大統領選挙において、有権者らは選挙権を自由に行使しており、開票作業は透明性があり、選挙結果は速やかに公表された。観測筋の報告によると、国の資源が選挙運動に広く乱用されており、国営メディアは前政権寄りの偏向報道に終始しており、野党候補が投票所への入場を拒否されたという。

各地方自治体は 2015 年の議会選挙を公正かつ自由に実施したという点において、国内外の観測筋の意見は一致しており、暴力に関する報告はほとんどなかった。EU 選挙監視団が、その予備調査結果の中で、各選挙は「適切に運営されており、有権者には幅広い政治的選択肢が与えられていたが、選挙運動規則が制限的だった」と評した。同監視団は、政府が集会や運動の自由を尊重していたと指摘した上で、候補者による戸別訪問キャンペーン活動や、遊説演説や、チラシの配布が認められないなどの制限的な選挙運動規則にもかかわらず、政党の活動家や候補者らは精力的に選挙運動を行っていたと述べた。

女性及びマイノリティの参加：女性やマイノリティ・メンバーの政治プロセスへの参加を制限する法律はなく、実際にそれらの人々は政治に参加していた。2015年に、有権者は 225 人制議会において 13 人の女性を選出した。2018 年に実施された地方自治体選挙では、初めて女性の参加定数が割り当てられ、すべての地方議会議席及び市議会議席の 25% を女性に割り当てることが義務付けられた。各政党はその新たな定数を達成するためにしのぎを削っていたが、最終結果は 25% という要件をほぼ満たし、すべての地方議会議席に対する女性の議席の割合は 22.8% に達した。

## 第 4 節 政府内の汚職及び透明性の欠如

法律は公務員の汚職に対して刑事罰を規定しているが、政府はその規定を実効的に履行しておらず、汚職行為に及んだ公務員が処罰されずに済むこと多かった。2018 年には政府の汚職が多数報告された。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

汚職：汚職は依然として問題だった。例えば2017年12月に、中央銀行の債権売却における不正行為を調査していた大統領諮問委員会が、前財務大臣と前中央銀行総裁に対する法的措置を勧告した。現職及び元政府職員に対する汚職調査は滞りがちだった。

ウィクラマシンハ首相を解任しラージャパクサ前大統領を首相に任命することをシリセーナ大統領が2018年10月26日に発表した後、大統領は2018年11月16日まで議会を休会し、その休会中に大統領の行為に対する支持を取り付けるための票の買収があったとする多くの報告があったが、まもなく議会は再招集された。5億ルピー（289万ドル）を受け取って、ラージャパクサの首相任命を支持する側にまわったと主張する国会議員もいた。

資産公開：法律は、国会選挙、州議会選挙、地方議会選挙及び大統領選挙の候補者すべてに対して保有資産と負債を議会議長に申告することを義務付けている。一部の国会選挙候補者は財務報告書を議長に提出していたが、当局は順守を強制していたわけではなかった。法律に基づいて、国民は手数料を支払えば、選挙で選ばれた公職者の資産及び負債に関する記録を見ることができる。

## 第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

一般的に、国内外の多くの人権擁護団体が、政府による制限を受けることなく活動しており、人権問題を調査し、所見を発表していた。政府関係者は、人権擁護団体に対して多少は協力的で、それらの意見に対応していた。

国連、その他の国際機関：国連人権理事会は、スリランカにおける公正さ、説明責任能力及び和解についてスリランカに特化した解決策を提示していた。スリランカが共同提案し2017年に可決した現行の決定に基づいて、2019年3月までに上記の問題に対処するという2015年にスリランカが誓約した取り組みを国連は監視していた。2015年及び2017年のスリランカの共同提案決定にもかかわらず、政府高官らは、未だに国連に対して攻撃的な声明を出し続けており、また、内戦中の虐待に対処するために国際機関の参加を伴う刑事司法制度を開始すると誓約したにもかかわらず、「内戦の英雄たち」に責任を取らせるいかなる措置も講じることはないと主張していた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

政府の人権団体：HRCSL は人権侵害調査を管轄している。HRCSL は、5 人の委員で構成され、調査部、教育部、監視・審査部及び管理・財務部に分かれている。全国 10 カ所に地域事務所がある。HRCSL は、国民からの申し立てを受け付けており、自主的に調査することもある。HRCSL は、申し立てが納得のいくものであることが証明されると、被害者に対する賠償金を勧告するか、又は行政処分若しくは法務長官に起訴を求めて事件を送致するか、あるいはその双方を行うことができる。証拠を求める HRCSL の要請に政府が応じない場合、HRCSL は政府側の証人を召喚して政府の行動を説明させることができる。政府が HRCSL の要請に従っていないことが判明した場合、HRCSL は検察局に侮辱罪で起訴させるために当該事案を高等裁判所に送ることができる。侮辱罪は、禁固又は罰金による処罰に相当する罪である。法令に基づいて、HRCSL には幅広い権限と資源が与えられており、いかなる裁判所にも証人として喚問されたり、その公務に関する問題で告訴されたりすることもない。HRCSL は概して政府から独立した立場で、干渉を受けることなく活動していた。

HRCSL はスリランカの平和維持軍を精査する責任も負っていたが、国連、HRCSL、国防省及び治安省の間における「平和維持活動に参加しているスリランカ軍及び警察の精査に関する覚書」は 2018 年年末の時点で仕上がっていなかった。

## 第 6 節 差別、社会的虐待及び人身売買

### 女性

強姦及び家庭内暴力：法律は強姦や家庭内暴力を禁じているが、法律の執行には一貫性がなかった。刑法第 363 条は、男性に対する強姦を明示的に犯罪とみなしてはいない。刑法第 365 B (1)条は、性別による区別なく「重大な性的虐待」を刑事罰の対象としている。強姦に対する刑罰は、7～20 年の懲役と 20 万ルピー（1,160 ドル）以上の罰金である。家庭内暴力の被害者は、1 年間の保護命令を受けられるほか、生活扶助を申請することもできる。法律は、夫婦が合法的に別居している場合に限り、配偶者による強姦を禁じている。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2018年2月に、ナラヘンピタ（Narahenpita）の私立病院で男2人が看護師を強姦したとの報告があった。ナラヘンピタの警察が、その報告を受けて5日後に容疑者らを逮捕し、2人の裁判は2018年年末の時点で進行中だった。

複数の女性団体の報告によると、強姦や家庭内暴力の事件に対する警察及び司法の対応は不十分だった。警察の女性・児童虐待防止局（Bureau for the Prevention of Abuse of Women and Children）は、学校で意識向上プログラムを実施し、草の根レベルで被害者女性に対して提訴を勧めていた。警察は、警察署に女性担当課を設置する取り組みを続けていた。危機管理センター、法的支援、カウンセリングなど、強姦や家庭内暴力の被害者を支援するためのサービスは、資金不足が原因で一般的に乏しかった。

女性性器切除／割礼（FGM/C）：スリランカのイスラム教徒は歴史的に FGM/C を行ってきたが、最近になって報道記事で注目されるようになるまで、一般的に論じられることはなかった。国内における FGM/C の普及に関する統計はなく、FGM/C を禁止する法律もなかった。2018年5月に、保健局（Ministry of Health）の公共医療サービス事務局長が、FGM の実施を禁じる通達を医師らに送付したが、FGM/C 自体は違法とみなされていなかった。

性的嫌がらせ：性的嫌がらせは、最長で懲役5年に相当する犯罪である。性的嫌がらせは日常的に発生しており、特に公共交通機関で蔓延している問題だった。

人口抑制における強要：強制中絶や強制的避妊手術に関する報告はなかった。

差別：民法及び刑法の下で、女性は男性と同等の権利を有する。婚姻、離婚、子どもの親権、相続などの家族法に関連する諸問題の裁定は、各民族集団又は宗教集団の慣習法によってばらつきがあり、結果的に差別につながっていた。

## 子ども

出生登録：子どもは両親から市民権を得ている。

児童虐待：2018年に警察に申し立てられた基本的人権侵害や苦情に関する報告書や証拠によると、学校当局は学校での体罰を禁じている政府規則に頻繁に違反していた。児童虐待、

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

児童への残虐な行為、児童売買（搾取）及び児童労働に関する刑法、基本的刑法、その他の法律を改革するための順調な取り組みにもかかわらず、家庭やコミュニティにおける児童に対する暴力（性的虐待も含む）の発生率の高さについて社会的懸念が高まっていた。児童虐待のタイプや程度に応じてさまざまな処罰があるが、裁判は長年に及ぶ傾向があった。

国家児童保護庁（National Child Protection Authority）に寄せられた児童虐待の申し立てのほとんどが児童に対する暴力行為に関するもので、その他にも児童に対する残虐行為、児童の教育を受ける権利の剥奪、性的虐待、児童労働などの問題に関する申し立てがあった。教師、校長及び宗教指導者が児童を性的に虐待しているという報告があった。児童の強姦事件が多発する中で、容疑者が政府関係者だったこともある。児童問題に取り組んでいる複数の市民社会団体が、家庭内暴力又は虐待を子どもらが安全に通報するメカニズムが不十分であると主張していた。女性や子どもからの虐待の申し立てを専門的に扱う警察官を各警察署に1人ずつ配属することになっているが、政府がそのような措置を全国規模で首尾一貫して実施することはなかった。

児童婚及び強制結婚：民法は最低結婚年齢を男女共に18歳と定めているが、女子は親の同意があれば16歳で結婚することができる。刑法に基づいて、16歳未満の女儿との性行為は、同意の有無にかかわらず法定の強姦に相当する。ただしその規定は、13歳以上のイスラム教徒の既婚女儿には適用されない。イスラム教徒のみに適用されるイスラム教徒婚姻・離婚法（Muslim Marriage and Divorce Act）は、女儿の父親又はその他の男性親族の同意があれば女儿が12歳で結婚することを認めている。女儿（新婦）の同意は必要ない。

児童の性的搾取：法律は営利目的での児童の性的搾取、児童の売買、買春目的の児童のやり取り及び児童ポルノにかかわる行為を禁じているが、当局は必ずしもその法律を執行しているわけではなかった。合意に基づく性行為の最低年齢は16歳である。

児童買春ツアーが依然として問題だった。

児童難民：IDP関連の福祉施設や移住施設では、子どもらが、それらの施設に住んでいる成人のIDPや帰還者と同様の困難な状況にさらされていた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

国際的な児童誘拐：スリランカは、1980年のハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国である。米国国務省の「親による児童誘拐に関する年次報告書（Annual Report on Parental Child Abduction）」（<https://travel.state.gov/content/travel/en/International-Parental-Child-Abduction/for-providers/legal-reports-and-data.html>）を参照。

## 反ユダヤ政策

ユダヤ人の人口はこれまでのように非常に少なかった。反ユダヤ的行為に関する報告はなかった。

## 人身売買

米国国務省の「人身売買に関する報告書（Trafficking in Persons Report）」（[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)）を参照。

## 障害者

さまざまな法律が、身体障害者、知覚障害者、知的障害者又は精神障害者に対する雇用、教育、航空旅行、その他の公共交通機関及び医療の利用機会における差別を禁じている。しかし実際には、雇用、教育及び公共交通機関を含む公的サービスの提供において差別が発生していた。障害のある児童は、その他の児童よりも就学率が低かった。アクセシビリティに関する規則はあったが、建物や公共交通機関に対する障害者のアクセシビリティを高める便宜が図られることは稀だった。

## 国籍／人種／少数民族

スリランカ系タミル人とインド系タミル人はいずれも、大学教育、公務員採用、住居、公共医療サービス、言語関連法及び外国籍者の帰化手続において制度的な差別を長年にわたって被ってきたと主張していた。全国、特に北部及び東部のタミル人は、治安部隊がタミル人コミュニティの住民（特に活動家や、元 LTTE メンバー又はその疑いがある者）を日常的に監視したり、住民に嫌がらせを行ったりしていることを報告した。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

政府は、タミル人少数派の社会的及び開発的なニーズに対応するためのさまざまな省庁や大統領任命機関を設置した。政府は、タミル人コミュニティの苦情に対処するためにさまざまな信頼醸成措置を講じていた。また政府は、北部州（Northern Province）や東部州（Eastern Province）の軍政府長官（military governor）を文民長官に替えた。2016年に大統領が設置した国家統一・和解局（Office of National Unity and Reconciliation）が、政府による和解の取り組みを引き続き調整していた。同局は、共生社会の構築に向けた社会的統合の促進、全国民に対する言語権の保証、政府が設立した真実・正義・和解委員会（Commission for Truth, Justice, Reconciliation）を通じた戦争被害コミュニティ内での治療プロセスの支援、及び暴力の再発防止に重点を置いている。タミル国民連合（Tamil National Alliance）と国防省は、北部州及び東部州で軍が保有している土地の返還に関する公式対話（2017年に開始）を継続していた。2018年10月4日にマイトリパーラ・シリセーナ大統領は防衛大臣として、治安部隊に対して、所有している残りの私有地を2018年12月31日までにすべて開放するよう公に命令した。複数の観測筋が、その開放を期限までに実施することは物流的に不可能であるという見解を示した。

過激主義的な僧侶らが、イスラム教徒及びそれらの財産に対する襲撃を扇動した。2018年3月に、僧侶らが先導するシンハラ人の暴徒が、イスラム教徒の市民、商店、住居及びモスクを襲撃し、2人が死亡し、28人が負傷し、広範な物的被害が生じた。複数の観測筋が、暴動を止めなかった地方自治体及び法執行機関当局者らを非難し、警察官も反イスラム暴動に加わっていたと主張した。中央政府は、10日間の非常事態を宣言し、秩序を回復させるために軍隊を送り込み、ソーシャルメディアを規制し、150人余りの容疑者を逮捕した。

## 先住民族

ヴェッダ（Vedda）族と呼ばれるスリランカ先住民族の総人口は1,000人に満たなかった。一部のヴェッダ族は、伝統的な生活様式を維持することを好み、概して法律によって保護されていた。ヴェッダ族は法的な制約を受けることなく自由に政治活動や経済活動に参加していたが、法的地位がない者たちもいた。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

## 性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする暴力行為、差別、その他の虐待

法律は、同性の成人間の合意に基づく性行為を禁じている。それに違反しても起訴されることは稀だったが、人権擁護団体の報告によると、警察は LGBTI の人々に対して逮捕をほのめかして脅迫し、暴行、嫌がらせ、性的虐待、恐喝などに及んでいた。隠れて又は公然と同性同士で性行為を行ったとして有罪判決を受けると、10年の禁固刑に処せられる。差別禁止法は、性的指向やジェンダー・アイデンティティに基づく差別を禁じていない。

トランスジェンダーの人々は、恣意的な勾留、虐待、雇用／住居／医療の利用機会における差別などの社会的差別を受け続けていた。

## HIV／エイズに対する社会的偏見

HIV 予防サービス提供者や感染リスクが高いグループが差別を受けていると報じられた。さらに、病院関係者らが HIV 陽性患者を公表したり、HIV 陽性患者に対して治療を拒否したりすることもあったという。

## その他の社会的暴力又は差別

複数の情報筋によると、一部の僧侶らが、仏教信仰省（Ministry of Buddha Sasana）の承認がないことを理由に、キリスト教やイスラム教の礼拝所の閉鎖を日常的に試みていた。スリランカ福音同盟（National Christian Evangelical Alliance of Sri Lanka）の記録によると、教会に対する襲撃、司祭及び信徒に対する脅迫や暴力並びに礼拝妨害の件数は、2018年9月の時点で65件に上った。

## 第7節 労働者の権利

### A. 結社の自由及び団体交渉権

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

法律は、労働者が組合を結成したり、自ら選んだ組合に加入したりする権利を定めている。ただし、軍部の隊員、警察官、司法官及び刑務官は例外である。不可欠ではないサービス産業の労働者たちには、公務員組合に加入している者たちを除いて団体交渉権がある。法律はストライキ権を明示的に認めてはいないが、裁判所は労働組合条例（Trade Unions Ordinance）及び労働争議法（Industrial Disputes Act）に基づいてストライキ権を暗黙的に認めている。輸出加工区（Export Processing Zone : EPZ）には複数の労働組合が存在しているが、非組合系の労働者評議会が EPZ 企業の労働者を代表する傾向があった。EPZ を運営している投資委員会（Board of Investment）によると、交渉力がある公認の労働組合と非組合系の労働者評議会の双方が社内に存在している場合は、労働組合が団体交渉において従業員らを代表する権限を持つ傾向がある。

公安条例有事規制（Emergency Regulations of the Public Security Ordinance）の下で大統領は、国家安全保障、国民生活又は公共秩序の維持に「不可欠な」セクター（必須部門）を宣言することによって、それらの労働者の合法的ストライキ権を無効にする幅広い裁量権を持っている。公安条例に加えて、1979 年の必須公共サービス法（Essential Public Services Act）により、大統領は、政府機関が「必須」公共サービスとして提供するサービスを宣言することができる。2017 年に政府は、必須公共サービス法を利用してスリランカ鉄道（Sri Lankan Railway）及び石油部門を必須部門であると宣言することによって、それらの労働者によるストライキを阻止した。

法律は、必須部門以外の労働者によるストライキに対する報復を禁じている。労働者が 7 人集結することによって、労働組合を結成し、憲章を採択し、指導者を選出し、自分たちの見解を表明することができるが、法律に基づいて雇用主を労働組合との交渉に臨ませるためには、労働組合は、それが所属している企業で勤務している労働者の 40% を代表するものでなければならない。法律は、公共部門の労働組合が連合を結成することや、政府の支部又は部局の労働者を代表することを禁じている。労働省（Labor Ministry）は、労働組合が年次報告書の提出を 3 年間にわたって怠った場合に、その登録を抹消することができる。

法律は反労組的な差別を禁じている。労働法は、他人の家庭で雇用されている家事労働者や、インフォーマル・セクターの労働者を対象にしていない。

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

法律は、労働組合が干渉を受けることなく活動を実施することを認めているが、政府はその法律をまんべんなく執行してはいなかった。反労組的な差別に対する違反には 10 万ルピー (578 ドル) の罰金が科される。法律は、反労組的差別で有罪となった雇用主に対して、組合活動を理由に解雇した労働者を復職させることを義務付けているが、雇用主は解雇した労働者を別の部署に異動させることができる。概して、それらの罰則は違反を抑止するには不十分だった。反労組的な差別を含む不公正な労働慣行を訴追する法的地位を有するのは労働省のみである。

1999 年以降、労働省が労働争議法に基づいて不公正な労働慣行を理由に企業を提訴した事例は 10 件に過ぎない。2018 年に労働省は、不公正な労働慣行を提訴することはなかった。裁判所は 2 件について判決を下したが、残る 8 件については審理を続行していた。労働者の権利に関する違反の申し立てに対して政府は常に怠慢であるとして提訴する労働組合もあったが、比較的小規模な労働組合は訴訟費用を理由に提訴することを望まない傾向があった。解雇関連法 (Termination of Employment and Workmen Act) 及び賄賂関連法 (Payment of Gratuity Act) に基づいて、労働者たちは労働法違反について提訴することがあったが、長期にわたる遅延が原因で訴訟手続は滞っていた。労働争議法は公共部門には適用されず、公共部門の労働組合には正式な紛争解決メカニズムがなかった。

政府は、結社の自由及び団体交渉権を概ね尊重していた。公共部門の労働組合は、国有企業を民営化するという政府の動きや賃金の問題など多くの問題に対して多くのストライキを決行していた。

一部の公共部門の労働組合は政治的に独立していたが、大きな労働組合のほとんどが政党と連携しており、政治プロセスにおいて顕著な役割を果たしていた。

複数の労働組合の申し立てによると、雇用主は団体交渉を避けるために労働組合の認定を無期限に遅らせたり、組合化に対する支援を縮小したり、労働組合の活動家たちを特定し、解雇することが多く、場合によっては暴行を加えたり、脅迫したりすることがあった。労働省は労働委員会委員らに対して、異議申し立てがなければ登録申請から 30 営業日以内に、異議申し立てがある場合は登録申請から 45 営業日以内に、組合認定選

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

挙を実施することを義務付けている。2017年に労働委員長は5回の組合認定選挙を実施した。2018年1月から9月にかけては、組合認定選挙は実施されなかった。

## **B. 強制労働の禁止**

法律はいかなる形態の強制労働も禁じているが、罰則は違反を抑止する上で十分なものではなかった。政府は法律を概ね執行していたが、資源、検査及び是正措置は必ずしも十分なものではなかった。労働省による検査は、家事労働者たちには及んでいない。政府は、出稼ぎ労働者を詐欺的に募集した労働者派遣業者を散発的に訴追していたが、省庁間調整の改善に向けた月次会合を維持することが目的のようだった。

住み込み家事労働者として働く14歳～18歳の児童及び女性たちは、強制労働の対象になりやすかった（第7節Cを参照）。

米国国務省の「人身売買報告書（Trafficking in Persons Report）」（[www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/](http://www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/)）も参照されたい。

## **C. 児童労働の禁止及び雇い入れの最低年齢**

最低雇用年齢は14歳であるが、法律は、限定的な家庭農作業又は技術訓練であれば、両親又は保護者が14歳未満の児童を雇用することを認めている。2016年に政府は、義務教育対象年齢を14歳から16歳に引き上げた。法律は、18歳未満の者が危険な労働に従事することを禁じている。法律は、14歳及び15歳の児童の労働時間を1日当たり9時間まで、16歳及び17歳の児童の労働時間を1日当たり10時間までと制限している。政府は、児童の1%未満、すなわち約40,000人の児童が就業しているの見積もったが、その職業は危険なものである場合が多かった。

政府はすべての法律を実効的に執行しているわけではなく、既存の罰則は違反を抑止するには不十分だった。

最悪の形態の児童労働を撲滅するという労働省の計画の実施には、ある程度の進歩が見られた。政府は、全25県で、児童労働の削減を担当する調整官を任命し、県職員らに新

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

たなガイドラインを配布した。労働局（Department of Labor）は、児童にとって危険な作業のリストに挙げられている職場を監視する取り組みを続けていた。

2018年2月に発表された2016年児童労働調査（Child Activity Survey of 2016）によると、産業部門及びサービス部門が児童労働者を最も多く雇用している部門だった。それらの部門で児童らは、建設、製造、鉱業及び水産業で働いていたほか、清掃員、ヘルパー、家事労働者及び露天商として働いていた。児童らは、収穫期に農業にも従事していた。内戦によって行き場を失った児童らは、危険な労働で特に雇用されやすかった。

18歳未満の児童を雇うことが禁じられている危険な労働のリストには、家事労働が含まれていない。そのため、家事労働者として雇用されている児童らは、肉体的、性的、及び精神的な虐待にさらされやすかった。家族経営農場、手工業、小規模商業施設、レストラン、修理工場などの家内企業は、一般的に児童を雇用していた。犯罪者らが児童（特に男子）を沿岸地域で買春ツアー客相手に売春させて搾取しているという報告があった（第6節の「子ども」を参照）。

米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見（Findings on the Worst Forms of Child Labor）」（[www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/](http://www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/)）も参照されたい。

#### **D. 雇用及び職業に関する差別**

憲法は、人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的見解又は出生地に基づく雇用及び職業等に関する差別を禁じている。しかし法律は、肌の色、性的指向及び／又はジェンダー・アイデンティティ、年齢、HIV感染又はその他の伝染病を理由とする雇用又は職業における差別を禁じてはいなかった。

政府はこれらの法律を必ずしも効果的に執行しておらず、雇用及び職業について上記のカテゴリーに基づく差別が発生していた。例えば、一部の雇用主は特定の役職について男性又は女性の採用を指定しているほか、同一労働に対する賃金は男性より女性の方が低い場合があった。

#### **E. 受入れ可能な労働条件**

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

2016年に議会は、国内初の最低賃金法を可決し、最低賃金を1カ月当たり10,000ルピー（58ドル）及び1日当たり400ルピー（2.31ドル）として義務付けた。さらに、労働局の44の賃金委員会が、労働組合及び雇用主たちと協議した上で、部門及び産業別に最低賃金及び労働条件を設定する取り組みを続けていた。2016年から2018年までの公共部門の最低賃金は32,040ルピー（185ドル）で、変化はなかった。公式の推計によると、法定貧困レベルは1人当たり月額4,659ルピー（26.90ドル）だった。

法律は、ほとんどの正社員に対して、週45時間（週5.5日）を超える労働を禁じている。加えて、法律は1日当たり1時間の休憩時間を定めている。残業は週15時間までと制限されている。時間外手当は基本給の1.5倍で、週45時間を超える労働及び日曜日又は休日に行った労働について支給されている。基本労働時間を制限する規定は、公共機関の管理職や幹部には適用されない。法律は年次有給休暇を定めている。

政府は労働安全衛生基準を定めている。労働者には危険な状況を免れる権利があるが、多くの労働者がそのような権利を承知していないか、又はそのような権利を行使した場合に失業することを恐れていた。

当局は、すべての部門において、最低賃金、労働時間及び労働安全衛生基準に関する法律を効果的に執行していなかった。労働省の資源、検査及び是正措置は時として不十分だった。港湾、空港、道路建設などのインフラ開発プロジェクト及び高層ビルを含む、急成長中の建設部門では、労働安全衛生基準が不十分だった。特に建設業界の雇用主らは、正規的な内容の労働であっても契約雇用を利用する傾向にあり、契約労働者は正規労働者よりも保障が少なかった。

労働省の検査官らは、雇用主たちが従業員に賃金を全額支払っているか、また、法律によって定められている年金基金を拠出しているかをチェックしていた。ただし労働組合は、労働省の検査の有効性を疑問視していた。労働局は、検査の効率及び効果を改善するために、コンピューター化された労働情報システムアプリケーション（Labor Information System Application）を導入した。賃金不払いに対する罰則は非常に軽く、初めての違反で100ルピー（0.58ドル）～250ルピー（1.44ドル）、2回目の違反で250ルピー（1.44ドル）～500ルピー（2.89ドル）、3回目の違反で1,000ルピー（5.78ドル）

当翻訳は、出入国在留管理庁による仮訳であり、正確には原文に当たってください。また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

又は6カ月以下の禁固(あるいはその両方)である。店舗・事務所法(Shop and Office Act)に基づく労働時間法違反に対する刑罰は、500ルピー(2.89ドル)又は禁固6カ月、あるいはその両方である。有罪判決後も違反が続いた場合は、法律により1日当たり50ルピー(0.29ドル)の罰金が科される。それらの刑罰は違反を抑止するには不十分だった。労働検査官らは、インフォーマル・セクターにおける賃金や労働条件を検査しておらず、インフォーマル・セクターの労働者に対してプログラムや社会的保護を提供することはなかった。

インフォーマル・セクターを網羅する信憑性のある情報源はなかった。